

東京都杉並区立桃井第三小学校 同窓会規約

(名称)

第1条 この団体は、東京都杉並区立桃井第三小学校同窓会（以下、「本会」という）と称する。

(所在)

第2条 本会の事務所は東京都杉並区立桃井第三小学校（以下、「母校」という）内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流及び親睦
- (2) 会報の発行及び会員名簿の作成
ただし会報は本会ホームページに掲載し発行に代えることができる。会員名簿は個人情報保護法により一般公開はしない。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 普通会員
 - ① 母校卒業生
 - ② 母校に在学したことのある者で入会を希望する者
- (2) 特別会員 母校の現旧教職員

(入会金)

第6条 普通会員は入会にあたり、入会金を納める。入会金は100円とし、平成26年度の卒業生から卒業時に納入する。

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置き、会を運営する。

- (1) 会長 会を統括し代表する。（1名）
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長不在の場合は代行する。（若干名）
 - (3) 幹事 会長の諮問に応じ、必要事項について助言する。（若干名）
 - (4) 会計 本会の会計を行う。（1名）
 - (5) 書記 本会の記録及び通信事務を行う。（1名）
 - (6) 監事 必要により本会の会計及び業務の監査を行う。（2名）
- 2 役員の内任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(総会)

第8条 本会は毎年1回、6月に定期総会を開く。臨時総会は必要に応じ開催する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 副会長もしくは幹事は、幹事会の決議により総会を招集することができる。

4 会長は、定期総会を開催することが著しく困難もしくは必要性が乏しいと認めるときは、幹事会の議を経て、定期総会を開催しないことができる。

(総会の権限)

第9条 総会は次の事項を行う

- (1) 本会の規約の制定と改正
 - (2) 事業計画の策定並びに予算及び決算の承認
 - (3) 役員を選任及び解任
 - (4) その他重要な事項の決定
- 2 前条第4項により定時総会を開催しない場合は、前項の事項は幹事会が総会に代わって決定することができる。この場合、幹事会の決定事項は、本会ホームページに1ヶ月以上掲示するものとする。

(総会の決議)

第10条 総会の決議は、総会に出席した普通会員の多数決による。ただし役員解任、会員の除名及び規約の改正については、総会に出席した普通会員の3分の2以上の多数決による。

(幹事会)

第11条 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、役員全員をもって構成する。
- 3 会長は必要に応じ幹事会を招集する。
- 4 役員は、必要があるときは会長に幹事会の招集を請求し、会長が相当期間内に幹事会を招集しないときは、自ら招集することができる。

(経費)

第12条 本会の経費は入会金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

第1条 本規約は、平成26年6月1日より施行する。

第2条 本規約施行日における本会代表者は、下記のとおりとする。

住所 東京都杉並区西荻北二丁目19番17号

会長 河 合 宏

以 上